

第6章 取引審査

第1 概 説

1 取引審査の意義等

委員会は、犯則調査、検査等のほか日常的な市場監視活動として取引審査を行っているが、これは、証券取引等の公正を確保し、投資者の保護を図ることを目的として、証取法、外証法及び金先法により内閣総理大臣（金融監督庁長官）から委任された権限に基づき、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取するなどして証券取引等を審査するものである。

なお、委員会は、検査権限と同様、委員会に委任された報告・資料の徴取権限についても、その一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、委員会は、自らその権限を行使することができる）。

報告・資料徴取の対象は以下のとおりである。

証券会社及び証券会社の親銀行等	（証取法 第194条の6）
証券業務の認可を受けた金融機関等	（証取法 第194条の6）
証券業協会	（証取法 第194条の6）
証券取引所	（証取法 第194条の6）
外国証券会社国内支店及び特定金融機関等	（外証法 第32条の4）
金融先物取引所及びその会員	（金先法 第92条）
金融先物取引業者	（金先法 第92条）
金融先物取引業協会	（金先法 第92条）

（注）（ ）内の法律条項は、金融監督庁長官から委員会への報告・資料の徴取権限の委任規定である。

2 取引審査の範囲

取引審査の範囲は政令（証取法施行令第38条，外証法施行令第17条，金先法施行令第7条，第8条，第9条，第10条）において定められており，例えば，相場操縦の禁止，風説の流布等の禁止，内部者取引の禁止，証券会社又は役員若しくは使用人の禁止行為等についての規定に関するものを審査することとされている（附属資料121頁以下参照）。

3 取引審査の着眼点及び視点

取引審査は，

- (1) 株価が急騰・急落した銘柄
- (2) 株価が一定期間，固定的に推移している銘柄
- (3) 対当売買執行前後の株価動向
- (4) 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実が発生した銘柄
- (5) 一般から寄せられる様々な情報

などに着目し，

- (1) 市場仲介者として一般の投資者より重い責務を負う証券会社等がどのように関与していたか
- (2) それらの取引の中に証取法等の法令に触れるものはなかったか
- (3) 証券取引所等の自主規制機関が有効に市場監視の機能を果たしているか

などを重要なポイントとして，実施している。

また，自主規制機関である証券取引所，証券業協会等の市場監視部門とは，定期的又は随時に必要な情報交換を行うとともに，事実関係に関する照会を行うなど緊密な連携を図っている。

審査の結果，問題が把握され，更に深度ある調査を必要とする事

案については、臨店等による検査を実施する等、一層の問題の究明を行うこととしている。

第2 取引審査実績

1 審査の実施状況

取引審査を実施するにあたっては、市場情報、企業情報の収集に努めるとともに、証券会社等から資料を徴取し、あるいは事情聴取を行い、一定期間、一定範囲の市場取引について詳細な分析を行うこととしている。

本公表の対象期間における審査の実施状況は、以下のとおりである。

価格形成に関して審査を行ったもの	124件
着眼点別の主な内訳	
・株価が急騰したもの	73件
・株価が急落したもの	27件
・株価が固定的に推移したもの	15件
内部者取引に関して審査を行ったもの	59件
重要事実別の主な内訳	
・合併	11件
・新株等の発行	11件
・会社更生手続き等開始の申立て	9件
その他風説の流布等の観点から審査を行ったもの	20件

また、委員会、財務局等のそれぞれの審査件数は、以下のとおり

である。

委員会	112件
財務局等	91件

2 審査結果の概要

本公表対象期間において審査した銘柄について、その審査内容を概観すれば、以下のとおりである。

株価形成に関しては、株価が急騰・急落するなど不自然な動きをしたもの、株価が一定水準に固定されていると認められたものなど、様々な株価形態について審査を行った。

審査の対象とした株価が急騰した銘柄の中には、特定委託者グループによる株価引き上げを意図した仮装・馴れ合い売買の疑いがあるものが認められた。また、株価が急落した銘柄の中には、経営が破綻した企業からの連想売りによると思われるものも認められた。

内部者取引に関しては、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすと思われる情報を公開することにより、株価が大きく変動したものを中心に審査を行った。

審査の対象とした銘柄には、発行会社が、会社更生手続き開始の申立て、業績予想の下方修正、上場等の廃止、手形の不渡りなど、株価の下落要因と考えられる情報を公開したものが多かった。審査の結果、内部者取引の疑いが認められた者には、発行会社の役職員のほか、発行会社の取引先及びその役職員も含まれていた。

その他風説の流布等に関しては、各種の情報により株価が大きく変動したと思われる銘柄を中心に審査を行った。

情報の内容については、企業の経営不安に関するものが多く、その伝達ルートとしては、口コミによると考えられるもののほか、一

部ダイヤルQ 2やインターネットによるものも認められた。

これらの審査活動を通じての証券市場に対する日常監視は、不正な取引を未然に防止するための直接的又は間接的な抑止力としても機能していると考えられる。

本公表の対象期間における具体的な審査事案としては、以下のようなものがあった。

(株価形成に関して審査を行ったもの)

- (1) A銘柄の株価が出来高を伴い急騰したが、その期間中に、特定委託者グループが、受託証券会社を分散して対当売買を行っていたもの
- (2) B銘柄の株価が出来高を伴い急騰したが、その期間中に、特定委託者が、成行買い注文・直近約定値より高い買い指値注文を繰り返し、高値となった時点で、信託銀行の大量の買い注文と対当することで売り抜けていたもの
- (3) C銘柄の株価は固定的に推移していたが、同社の役員の関係者同士が、株価下落を防ぐために対当売買を行っていたもの
- (4) D銘柄は長期間にわたり一定の株価水準であったが、その期間中に、同社と同地域・同業種の法人が、継続的な終値関与を行っていたもの
- (5) 複数の上場銘柄について、特段の材料が見当たらないにもかかわらず、ほぼ同時期に株価が急落したもの

(内部者取引に関して審査を行ったもの)

- (1) E発行会社は、関連会社の破綻等が原因で、会社更生手続き開始の申立てを行うことを公表したが、その公表前に、当該関連会社の役員による売付けが認められたもの

- (2) F発行会社は、業務に起因する損害の発生を公表したが、その公表前に、当該発行会社の実質的子会社による特定金銭信託の運用口座を使った売付けが認められたもの
- (3) G発行会社は、無配継続・債務超過により上場維持を断念することを公表したが、その公表前に、当該発行会社の取引先の役員による売付けが認められたもの
- (4) H会社は、他社から特定銘柄の株式を発行済株式総数の5%以上譲り受けることを公表したが、その公表前に、他社の役員の親族名義による買付けが認められたもの
- (5) I発行会社は、他社と合併して解散することを公表したが、その公表前に、当該発行会社の取引先による買付けが認められたもの

(その他の観点から審査を行ったもの)

- (1) J銘柄の株価が急騰するとの推奨記事を掲載した情報誌の発行人が、同銘柄を、その情報誌の発行日直前に買付け、急騰した時点で売り抜けていたもの
- (2) 会社更生法の申請を行う等の噂が流れたことにより、株価が急落したと思われたもの
- (3) 複数の銘柄について、「経営不安に関する噂が流れたことにより株価が急落した」との情報が寄せられたもの